

平成30年7月17日

一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟理事会 御中

チーム改善報告書

日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部
部長 加藤直人



目 次

第1 本件事件の発生から日本大学が設置した第三者委員会が中間報告書を提出するまでの経緯の概要	1
第2 加害選手が本件タックルを行った原因の究明	4
第3 再発防止策の策定・実施について	7
1 抜本的なチーム改革・組織改革	7
2 相談体制・コミュニケーションの改善	11
3 ルールの遵守意識・暴力に対する規範意識の向上	14
4 競技部の外部からのモニタリング	15
第4 結語	15

第1 本件事件の発生から日本大学が設置した第三者委員会が中間報告書を提出するまでの経緯の概要

- 1 本件は、平成30年5月6日に、東京都調布市所在のアミノバイタルフィールドで行われた関西学院大学（以下「関学大」といいます。）アメリカンフットボール部（以下「関学大アメフト部」といいます。）と弊部との第51回定期戦（以下「本件試合」といいます。）において、弊部のディフェンスを務めていた選手（以下「加害選手」といいます。）が関学大アメフト部のクォーターバックを務めていた選手（以下「被害選手」といいます。）に対し、後に貴連盟より「ひどいパーソナルファウル」と認定されたタックル（以下「本件タックル」といいます。）を行った結果、同選手に全治3週間の傷害を負わせ、さらに、加害選手は、その後も被害選手以外の関学大アメフト部の選手2名に対し、反則タックル1回及び暴力行為1回を繰り返したため、資格没収として退場処分となった事件です（以下「本件事件」といいます。）。
- 2 貴連盟は、後日の検証の結果、加害選手が行った本件タックルがとても危険なタックルであったことから、本件タックルを「ひどいパーソナルファウル」であったと認定し、追加的な制裁が必要であると判断しました。これを受け、貴連盟理事長は、追加的な制裁の内容を検討させるとともに、本件について調査を遂げてルール違反のタックルの原因を究明し、他に処罰すべき者の存否、再発防止のための実効性ある施策として何が考えられるか等を検討させるため、平成30年5月9日、規律委員会（以下「貴連盟規律委員会」といいます。）を設置しました。
貴連盟規律委員会は、平成30年5月29日付で、貴連盟理事会に対し「調査報告書」（以下「規律委員会報告書」といいます。）を提出して、調査結果を報告しました。規律委員会報告書においては、弊部前監督内田正人氏（以下「内田前監督」といいます。）及び弊部前コーチ井上獎氏（以下「井上前コーチ」といいます。）の加害選手に対する本件タックルの指示について、概要、以下のようないくつかの事実が認定されております。

2018年5月3日、加害選手は、練習中にクオーターバックに対してタックルをすることができなかったことを理由に練習から外され、翌日の同月4日には、内田前監督から、第3回アメリカンフットボール大学選手権の日本代表を辞退しろと告げられた。

同月5日、井上前コーチは、本件試合前日の練習中、加害選手に対し、関学大の選手に怪我をさせることを指示する意図で「監督が相手クオーターバックを潰すなら試合に出してやると言っている。」「お前は相手クオーターバックと友達か。知り合いじゃないんだろう。」等と述べた。加害選手は、井上コーチの上記意図を理解し、悩んだものの、もし指示に従わなければ今後の練習及び試合に参加できないと考えた。

そこで、本件試合当日である同月6日、加害選手は、内田前監督に対し、「クオーターバック潰すんで出してください。」と述べると、内田前監督は、「やらなきゃ意味ないよ。」と発言した。内田前監督の上記発言は、関学大の選手に対する反則行為を加害選手に指示するものであった。その後、加害選手が井上前コーチに対し、「リードしないで突っ込みますけど、それでいいんですね。」と確認すると、井上前コーチは、「それで行け。思いっきり行ってこい。」と述べた。また、試合の直前、井上前コーチは、加害選手に対し、「できませんでした、じゃ済まされないからな。」と耳打ちをした。

その上で、規律委員会報告書においては、内田前監督の圧迫的な指導スタイルに「行き過ぎ」があり、このことが本件の原因の一つであることは間違いないこと、内田前監督にはアメリカンフットボールの指導者としての資質が欠如していること、コーチが内田前監督に対して意見具申をすることができない体制であったこと、指導陣は対戦相手に対するリスペクトを欠いていたこと、これらの問題は、内田前監督の学校法人としての日本大学（以下「日大」といいます。）における地位（常務理事・人事担当）及びその地位故に弊部が内田前監督のワンマン組織であったことに由来すること等が指摘されております。

3 その後、弊部は、本件タックルとの関係で、貴連盟理事長から平成30年5月29日付で「連盟罰則規定第3条第1項④ 公式試合の出場資格停止（20

18年度シーズン終了まで)とする。ただし、①チームとして本件の原因究明を行い、それを踏まえて実効性のある再発防止策を策定・実施し、また抜本的なチーム改革・組織改革を断行して、②その内容(原因究明、再発防止策、及びチーム改革のそれぞれの概要)をチーム改善報告書として当連盟理事会に提出すること、その上で、③十分な改革がなされたことが検証委員会(人選及び設置の決定は理事会で決定する。)によって確認され、それを受けた当連盟理事会で承認されることを条件に、出場資格停止処分は解除される。」との処分(以下「本件処分」といいます。)を通知されました。

上記通知には、「本定期戦において、貴部管下の守備選手が上記「ひどいパーソナルファウル」と認定されたタックルにより、関学大のクォーターバックの選手を負傷させた。これは貴部の前監督及び前コーチに指示されてのものであるが、チームとして貴部に、そのような指示を指導陣に許し、選手がそれに盲従するという雰囲気・体質があり、それが本件を惹き起してしまった面も否定できない。よって、両罰規定(当連盟罰則規定第6条第1項本文)の適用で、チームにも処罰を科す。以上は、2018年5月28日の理事会における審議の結果、決定した。」と記載されております。

上記裁定を受け、本学は、平成30年5月30日付で「日本大学の今後に向けて」と題する本学学長名義のプレスリリースを発表し、被害選手及び保護者並びに関学大アメフト部の関係者の皆様に謝罪するとともに、弊部が貴連盟から上記裁定を受領したことを重く受け止め、再発防止に向けた改革に努めること等を表明しました。

4 また、日大は、平成30年5月31日付で日大と利害関係を有しない弁護士により構成される「日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に係る第三者委員会」(以下「第三者委員会」といいます。)を設置しました。第三者委員会は、重大な反則行為に係る事実確認に基づく真相究明及び原因究明、日大による弊部に対するガバナンス体制の検証、再発を防止するための対策の提案等を行うことを目的として調査を進め、同年6月30日付で、日大に対し「中間報告書」(以下「第三者委員会中間報告書」といいます。)を提出しました。

そして、第三者委員会は、貴連盟規律委員会と同様、加害選手の説明は全般的に信用でき、内田前監督及び井上前コーチの供述は信用できないとし、両名が加害選手に対して反則行為の指示を行った事実を認定しました。本学及び弊部は、第三者委員会による事実認定を真摯に受け止め、これらを真実として尊重します。

第2 加害選手が本件タックルを行った原因の究明

第三者委員会により認定された事実を前提に、弊部では、本件事件の原因として、主として以下の5つの要素が挙げられると考えております。

① 常務理事等の要職にあった内田前監督が監督に就任したこと

内田前監督は、昭和55年1月に日大の職員として臨時採用され、昭和57年4月から正式採用となり、その後、日大保健体育事務局の事務長、同事務局次長、同事務局長を務め、平成26年1月には日大の理事に就任しました。そして同年2月には、日大の人事部長となり、平成29年9月には常務理事（人事担当）にも就任しました。内田前監督は、日大の常務理事（人事担当）兼人事部長として法人の人事を統括し、日大職員である弊部コーチの人事権にも事実上の影響力を有するとともに、日大保健体育事務局の事務局長として、弊部の監督の人選にも影響力を保持していました。

本学において、競技部の監督は、「日本大学保健体育審議会部長、副部長、監督及びコーチ等に関する内規」に定められた要件に従い、競技部長が推薦し、保健体育審議会長（本学学長）の承認を得て決定されますが、実務的には、保健体育事務局長の意向が事実上反映されやすい状況となっており、弊部においても、そのような状況に相違はございませんでした。内田前監督が弊部の監督となった背景には、内田前監督が自ら保健体育事務局長を務めていたことの影響がありました。

このように、日大の常務理事等の要職にあった内田前監督が日大保健体育事務局の事務局長としての影響力の下に弊部の監督を兼ねるようになったことによって、学生はもとより、コーチであっても内田前監督に対して意見を

述べたり、内田前監督の方針に異を唱えたりすることが困難となっていたことが、本件事件の原因の一つとなったと考えております。

② 内田前監督が、反則を厭わない勝利至上主義に基づく指導方針をとったこと

内田前監督は、関東大学リーグ1部が不本意な成績に終わったこともあり、平成29年1月に弊部の監督に復帰してからは、前監督の指導方針を180度転換させました。内田前監督は、選手やコーチに厳しく接し、練習時間もランニング量も大幅に増加させるとともに、時に選手を精神的に追い込むような苛烈な指導方法をとり、特に選手に対しては、アメフト第一で取り組むことを求め、そのために学業や就職活動が疎かになることも厭わないという考え方を持っておりました。また内田前監督は、選手に対しルールを遵守する重要性を説くことなく、単に反則行為を恐れたプレーを戒めるだけで、勝利至上主義の下、むしろ普段から反則行為を容認するかのような指導を行っておりました。

弊部は、このように、内田前監督が、試合に勝利するためならば、選手の健康状態や学業も厭わないとする勝利至上主義の下、厳しい指導方針を確立したことが、後述するルール遵守意識の鈍麻と相まって、本件タックルを引き起こした原因の一つとなったと考えております。

また、内田前監督がこのような指導方針を確立した背景には、上記①のとおり、内田前監督が弊部において強い影響力を有していたことに加え、指導方針等の決定にあたって、多様な意見を取り入れる仕組みが整備されていなかつたこと等が挙げられます。なお、弊部には部長及び副部長がありますが、他の競技部同様、弊部の指導方法等について関与することはほとんどありませんでした。

③ ルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたこと

上記②のとおり、内田前監督は、日頃から反則行為を容認するかのような指導を行っていた上、平成29年1月に監督に復帰する前の第一次監督時代には、自己の意に沿わないコーチに激しい暴力を振るったり、選手に対する

暴力を伴う指導を拒否するコーチを辞任に追い込んだりすることもありました。このような内田前監督の言動からすれば、内田前監督は、ルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたものと考えられます。

また、内田前監督及び井上前コーチ以外の弊部のコーチについても、内田前監督の言いなりになり、上記②の内田前監督の“反則を厭わない方針”を止めることができませんでした。上記①のとおり、内田前監督が弊部に強い影響力を有していたとしても、弊部の指導者として、何らかの方法により問題を指摘すべきだったのであり、それが出来なかつたことは、内田前監督及び井上前コーチ以外の弊部のコーチにおいてもルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたことを示しています。

内田前監督は勿論のこと、それ以外の弊部指導者においてもルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたことも、本件事件を引き起こした一因であると考えられます。

④ 選手及びスタッフが、反則行為の指示について相談・報告することができなかつたこと

本件事件において、仮に、加害選手あるいは加害選手の悩みを知っていた他の選手又は弊部スタッフが、内田前監督及び井上前コーチから反則行為の指示を受けたことについて、事前に他のコーチや弊部外の日大職員等に相談・報告していれば、本件タックルを未然に防ぐことができた可能性があります。しかしながら、実際にこのような事前の相談・報告がなされることはなく、弊部は、本件事件の発生を防ぐことができませんでした。選手及びスタッフが反則行為の指示について相談・報告することができなかつたことも、本件事件を引き起こした原因の一つとなつたと考えられます。

そして、加害選手を含む弊部選手が、弊部のコーチや弊部外の日大職員等に対して反則行為の指示について相談・報告することができなかつたことの背景には、弊部選手とコーチ等との間のコミュニケーションが不足していたことや、弊部選手の悩みや問題点について、弊部外に相談・報告する仕組みが上手く機能していなかつたことがあったと考えられます。

⑤ 弊部の運営に対する外部による監督がなかったこと

弊部の指導方針等の運営について、これらを弊部父母会と共有し議論する機会はなく、また監督・コーチから部長・副部長等に報告することもなかつたため、弊部の運営に関しては、弊部の監督・コーチ内で完結している状況にありました。

仮に、“反則を厭わない”という内田前監督の指導方針が、より早期に弊部父母会や部長・副部長等に報告されていたならば、早い段階でその是非に関する議論ができた可能性があり、父母会又は部長・副部長等により、内田前監督に対して指導方針の再考を求める、又は弊部に対して監督の交替を求める等の方法により、本件事件を防止できた可能性があったと考えられます。したがって、弊部の運営に対する外部による監督がなかったことも本件事件の原因の一つであると考えられます。

第3 再発防止策の策定・実施について

1 抜本的なチーム改革・組織改革

上記第2原因究明のとおり、内田前監督が弊部において強い影響力を有していたことが、内田前監督の反則をも厭わない指導方法に対し、弊部内において内田前監督に意見を述べることを困難にさせ、本件事件を引き起こした背景となっていました（原因①及び②）。そこで日大及び弊部は、（1）弊部から内田前監督の影響力を完全に排除し、間接的にも内田前監督に対して忖度する必要のない体制を確立するとともに、そもそも二度と“反則をも厭わない指導方針”などというものが生じないよう、（2）新監督及び新コーチの下、チームを抜本的に改革することとし、さらに、（3）競技部の監督及びコーチ等が日大的要職を兼業することを禁止することとしました。以下、それぞれにつき具体的に説明します。

（1）内田前監督の影響力の排除

日大は、内田前監督について、次のとおりの人事措置を行いました。

- ① 「保健体育審議会アメリカンフットボール部監督の嘱を解く」（平成30年5月19日付）

- ② 「願いにより常務理事を解く」（平成30年5月30日付）
- ③ 「願いにより寄付行為第8条第1項第5号による学校法人日本大学理事の嘱を解く」（平成30年5月30日付）
- ④ 「願いにより寄付行為第24条第1項第9号による学校法人日本大学評議員の嘱を解く」（平成30年5月30日付）
- ⑤ 「人事部長兼務の職を解く」（平成30年6月10日付）
- ⑥ 「保健体育事務局長の職を解く」（平成30年6月10日付）
- ⑦ 「本部付部長待遇を命ずる」（平成30年6月11日付）

以上の人事措置により、内田前監督は、平成30年6月11日までに、弊部の監督、日大の常務理事、理事、評議員、人事部長、保健体育事務局長の嘱（職）を解かれたのみならず、保健体育事務局勤務も解かれ、本部付部長待遇となり、現在は自宅待機を命じられております（懲戒処分についても、今後、本学の規則に則った手続により、迅速かつ適切に対応していきます。）。これらの人事措置により、内田前監督は、弊部に対する権限を全て失い、直接的にも間接的にも、弊部に影響力を及ぼしうる地位を失いました。

また、内田前監督と共に本件反則行為を指示した井上前コーチについても、日大は、平成30年5月28日付で「自宅待機を命ずる　自宅待機期間は平成30年11月27日までとする」とする人事措置を行い（懲戒処分についても、今後、本学の規則に則った手続により、迅速かつ適切に対応していきます。）、井上前コーチの弊部に対する影響力も、現在は存在しません。さらに、内田前監督の下で指導にあたっていたコーチのうち、日大からの嘱託であった、森琢については平成30年5月28日付で、田中芳行、長谷川昌泳についてはいずれも平成30年5月30日付で、コーチの嘱を解いており、日大及び弊部は、弊部に対する内田前監督及びその関係者の影響力を完全に排除しております。

なお、第三者委員会は、中間報告において、日大関係者が、不当な圧力によって本件事件の口封じを図ろうとした事実を認定しておりますが、当該関係者についても、既に日大を退職しており、弊部に対する影響力は一切ございません（当該関係者の氏名につきましては、調査上の必要性から第三者委

員会がこれを公表することを伏せているため、弊部としましても、ここで氏名を示すことを差し控えさせていただきます。)。

(2) 新監督・コーチの選任

弊部は、内田前監督の影響を受けることなく、内田前監督の“反則を厭わない指導方針”を180度転換できる人材を求め、平成30年6月19日、本学のホームページに「日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部監督・コーチの公募について」を掲載し、弊部の新監督及び新コーチを公募しました。弊部は、新監督及び新コーチについて、基本的に弊部のOBを起用せず、弊部以外の外部の人材を招聘する方針をとりましたが、これは本学内の「先輩・後輩」関係による「圧力」が生じる可能性を踏まえ、弊部の自律性及び自主性を確保するとともに、内田前監督の影響力を徹底的に排除するための方針です。平成30年6月28日に公募を締め切りましたが、外国人7名を含む69名の方から応募がありました。

弊部は、この応募者の方々から新監督及び新コーチを選考するにあたり、公正・公平かつ透明性を担保した方法で選考を行うため、委員全員が日大と利害関係のない外部の有識者により構成される「日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部監督・コーチ指導者選考委員会」(以下「アメフト部監督・コーチ選考委員会」といいます。)を設置することとし、平成30年7月5日付で、上杉昌隆氏(弁護士)、熊谷信太郎氏(弁護士)、池田祥護氏(公益社団法人日本青年会議所会頭)、伊藤雅充氏(日本体育大学教授)、有馬隼人氏(フリーランサー・アサヒビールシルバースターヘッドコーチ)、青島健太氏(スポーツライター)、河田剛氏(スタンフォード大学アメリカンフットボール部コーチ)に選考委員を委嘱しました。

アメフト部監督・コーチ選考委員会は、同月6日に第1回の委員会を開催し、委員長に上杉昌隆氏を選出するとともに、新監督及び新コーチの選考基準を決定しました。アメフト部監督・コーチ選考委員会が決定した監督・コーチ選考基準は、次のとおりです。

- ① 選手の自主性・独立性を尊重した抜本的なチーム改革をする能力が高いと評価できる方
- ② 選手やチーム内にアメリカンフットボールを通して品格や倫理観を浸透させるための具体的な方法論を有している方
- ③ 選手との相互理解を基盤とする時代に適合した指導力があり、教育的な観点や視点から指導をする能力があると評価できる方
- ④ 常に学ぶ姿勢や意欲を持ち、周囲から信頼されている方

そして、アメフト部監督・コーチ選考委員会は、延べ6回にわたる委員会を開催し、候補者との面談等を実施するとともに、弊部選手及びその保護者、並びに弊部OB会とも意見交換を実施し、平成30年7月16日、上記基準に基づいた新監督を選考しました（より詳細な選考経過、選考理由等については、貴連盟検証委員会宛に別紙により提出します。）。

なお、本来は、アメフト部監督・コーチ選考委員会の役割は新監督及び新コーチの選考をもって終了しますが、チームを抜本的に改善する必要性に鑑み、選考後も本基準に基づく適切な運営がなされているかについて、一定期間アメフト部監督・コーチ選考委員会による監督が行われる予定です。また、今後の（今回選任された新監督及び新コーチの次代以降の）監督やコーチの選任方法については現時点で未定ですが、本件事件に対する反省を十分に生かし、その手続を明確にしていく所存です。

弊部は、新たに選任された新監督の下、内田前監督の影響力を排除し、二度と反則を厭わない指導方針が生じないよう、徹底して参ります。

（3）兼職の禁止

弊部は、上記第2原因究明に記載したとおり、本件事件の原因が弊部内で対応できる問題に止まらないという実態に鑑み、本件事件の再発防止策の策定及び実施について、本学競技部全体を所管する「保健体育審議会」と協働することといたしました。そして保健体育審議会は、平成30年6月12日付で、本件事件に対応するための機関である「スポーツ競技部へのガバナンス及び競技部内紛争処理体制等の検討委員会」（以下「競技部ガバナンス検討

委員会」といいます。)を設置しました。同委員会では、競技部全体の相談体制等の再整備(上記第2原因究明③に関連する事項であり、後述します。)を含む種々の議論がなされました。原因究明①及び②のとおり、内田前監督が日大の要職者としての地位を背景に影響力を行使していたことに鑑み、競技部の部長、副部長、監督及びコーチについて、保健体育審議会として以下のとおり兼業禁止を設けることとしました。

- ① 常務理事、学長、及び副学長が、スポーツ競技部の部長、又は副部長を兼職することを認めないこととする。
- ② 理事、学長及び副学長が、スポーツ競技部の監督並びに又はコーチを兼職することを認めないこととする。

弊部は、保健体育審議会が定める上記兼職の禁止により、弊部監督又はコーチが、日大の要職者の地位を背景として影響力を行使することが困難となり、弊部コーチが監督に異を唱えることができない環境が生じることを阻止することが出来ると考えております。上記兼職の禁止は、今後競技部ガバナンス検討委員会から学長宛に答申される予定です。

また、上記第2原因究明①のとおり、保健体育事務局長としての地位が弊部の監督の人選にも影響を与えていたことから、競技部の監督と保健体育事務局長の兼職を禁止することについても、今後、競技部ガバナンス検討委員会や保健体育審議会において検討を進める所存です。

2 相談体制・コミュニケーションの改善

上記第2原因究明④のとおり、本件事件が生じた原因の一つとして、「選手及びスタッフが反則行為の指示について相談・報告することができなかつたこと」が挙げられます。弊部及び上記競技部ガバナンス検討委員会は、この問題に競技部全体として対処するため、弊部を含む本学競技部全ての選手を対象とする相談体制の構築と、競技部スタッフに対する相談体制の構築及び弊部内のコミュニケーション不足の解消を進めることとしました。詳細を以下に記載します。なお同検討委員会は、以下に記載する各施策について、学内の関係部署と連携

を図りながら遅くとも本年中の実現を目指すよう要請していくこととしております。

(1) 選手の相談体制の構築

競技部ガバナンス検討委員会における議論の結果、選手の相談体制として、以下の施策を実施していきます。

- ① スポーツ競技部内で起こる問題は、心理的な問題等、競技部内では解決しにくい場合もあることから、できるだけ早急に対応し、問題解決を図るため、スポーツ競技部に所属する学生に対して、各学部に設置されている学生相談窓口を積極的に活用するよう、周知していく。
- ② スポーツ科学部のアスリート支援活動を行う日本大学スポーツサポートシステムの利用対象者を全保健体育審議会所属学生にも拡大し、将来的には学生及び関係者が抱える様々な問題を相談できる窓口並びに臨床心理士等が巡回し早期に問題解決を行う「保健体育審議会スポーツサポートセンター（仮称）」の設置を目指す。

弊部は、上記窓口の利用促進と新規窓口の設置により、弊部に所属する選手がより積極的に本件事件のような事案の相談が出来るようになると考えており、反則行為の指示をはじめとする種々の問題について、競技部外部の目を入れながらこれを監視・予防することが可能になると考えております。

なお、上記①の施策で言及された各学部に設置されている学生相談窓口とは、本部及び各学部の学生相談窓口に設置され、心理療法士が心のケア等の相談にあたるものであり、特に人権関連の申立てについては、人権相談窓口を設置し、専門のアドバイザーが対応しているものになります。

(2) スタッフの相談体制の構築

スタッフの相談体制については、競技部ガバナンス検討委員会における議論の結果、以下の内容の施策を実施していきます。

- ① 各競技部では、さまざまな問題が起こる可能性がある。大きな問題となる前に早急に対応し、解決するシステムが必要である。問題が生じた場合、早急に対処が可能であり、選手のみならずスタッフについても、小さな問題から気軽に相談できる常設窓口を保健体育審議会内に設置する。
- ② ①とは別に、万が一何らかの問題が生じてしまった場合には、問題解決に向けた処理を行う制度を構築する。

弊部は、原因究明④に記載したとおり、弊部スタッフによる相談・報告がなかったことも本件事件の一因になったと考えておりますが、上記の相談窓口及び問題処理制度が構築されれば、弊部スタッフによる、より積極的な相談・報告が期待できるものと考えております。

(3) コミュニケーション不足の解消

上記第2原因究明④で記載した「選手及びスタッフが、反則行為の指示について相談・報告することができなかつたこと」のうち、外部窓口の利用については上記2（1）及び（2）の相談窓口の設置により対策を図っていく所存ですが、弊部内部における相談・報告がなされなかつた点を改善するためには、選手とスタッフとのコミュニケーション不足を解消する必要があると考えております。

弊部は、今後、指導者と指導者間、指導者と選手間、選手と選手間のミーティング、更にはポジションごと学年ごとの、指導者と選手間のミーティングを定期的に行うことにより、意思疎通の透明化を図るとともに、競技部の運営に選手を積極的に参加させる仕組みを設けることにより、競技部の運営についても、選手とスタッフとの間にコミュニケーションが生じる仕組みを作つて参ります。

なお、弊部は、弊部選手との意見交換を既に開始しており、本改善報告書の作成にあたっても、選手と数回にわたる意見交換の機会を設けており、意見交換会の場において、選手側が自主的にまとめた反省点、改善案、再発防止のための取り組み等も共有しております。弊部は、今後も引き続き、選手

の意見をくみ取りながら改革を進めて参ります。また、アメフト部・コーチ選考委員会においても、「選手との相互理解を基盤」とした指導ができる人材を新監督及び新コーチとして選考しており、弊部としても、選手と指導者間において、今後より一層のコミュニケーションが図られるものと期待しております。

3 ルールの遵守意識・暴力に対する規範意識の向上

上記第2原因究明③のとおり、本件事件は、内田前監督及び井上前コーチもさることながら、それらを除く一部の弊部スタッフのルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたことにも起因します。そこで、弊部は、一部、競技部ガバナンス検討委員会とも協働の上、以下の施策を実施していきます。

(1) 部長・副部長・監督・コーチを対象とする研修会の実施

競技部ガバナンス検討委員会と協働し、全競技部の部長、副部長、監督及びコーチを対象に、少なくとも年一回の研修会を実施し、ルールの遵守意識を確認する等する場を設けることを企画しております。また、監督、コーチについては、上記研修会とは別に、科学的根拠に基づいた指導や適切な指導を行うための倫理やコンプライアンス等の研修を保健体育審議会が企画し、年に複数回実施することを予定しております。

弊部は、かかる研修会を通じて、全競技部の部長、副部長、監督及びコーチがルールの遵守意識・暴力に対する規範意識を向上させることにより、本件事件のような事案の再発を防止することにつながるものと考えております。

(2) スポーツ倫理の周知徹底

競技において、ルールを遵守することがフェアプレーの最も基本的な要素であり、暴力が許されないことはいうまでもなく、日本スポーツ協会等の多くの団体において示されているスポーツ倫理に関するガイドライン等においても、同様の規程が定められています。弊部の選手及びスタッフは、今一度、かかるスポーツ倫理の原点に立ち返り、スポーツ倫理の周知徹底を通じ

て、ルールの遵守意識と暴力に対する規範意識を向上させなければなりません。

この点は、弊部選手による「声明文」の中で、選手自らが言及している点でもあり、また、弊部選手は、平成30年6月27日から7月7日にかけて開催された、貴連盟が主催する、または日本アメリカンフットボール協会が推奨する、合わせて5回のセミナーに出席しており、それらを通じて、既に強い意識を有しております。弊部としましては、今後も、弊部全体で研修会等を定期的に開催することによって、スポーツ規範・スポーツ倫理に関する弊部全体の意識の向上を図り、かかる理解を不斷に検証し、その徹底を図つて参る所存であります。

4 競技部の外部からのモニタリング

上記第2原因究明⑤のとおり、指導方針を含む弊部の運営に対し、弊部父母会や保健体育審議会等によるモニタリング体制がなかった点も、本件の一因であると考えております。そこで、弊部は、今後、概ね月1回の父母会との意見交換会及び保健体育審議会等への活動報告等を行うこととし、弊部の運営や現況について、より綿密に情報の共有を図って参ります。

なお、弊部父母会とは、既に本件事件の発生直後から密接に連携をはかっており、選手のケアにあたっていただいております。そして、父母会からは、数度にわたる会合の結果として、多くの改善提案をいただいております。また、平成30年6月27日には、父母会から「要望書」の提出という形で、弊部の再建についての提案をいただきました。弊部は、これら父母会からの提案を重要な意見として受け止めており、チーム再建の参考にしていくとともに、今後も密接なコミュニケーションを継続させていく所存であります。

第4 結語

弊部は、内田前監督による圧迫的な指導体制の下、本件事件を起こしてしまったことについて、心より反省しております。また、本件についての弊部の組織としての対応の遅れから、弊部、日大が教育機関として本来守らなければならない学生をして、その顔をテレビ画面に晒し、氏名を明らかにして記者会見を行わざ

るを得ない状況に至らしめたこと、弊部選手が総意による「声明文」を公表せざるを得ない困難な状況に追い込んでしまったことについては、弊部として誠に申し訳なく、二度と起こしてはならないことと深く反省しております。弊部は、本件事件に関し、貴連盟の裁定を重く真摯に受け止め、上記のような再発防止策を策定し、併せてチームの抜本的な改革を断行することにしました。

具体的には、弊部は、本件事件当時の監督及びコーチを全て排除しました。そして、新たな監督及び主たるコーチについては、日大からの「指導」、及び学内の「先輩・後輩」関係による「圧力」をも警戒し、弊部OB以外の外部から招聘することとして、公募に対し応募した方々から、日大と利害関係を有しないアメフト部監督・コーチ選考委員会が選考することとしました。

このような施策はいずれもまだ始められたばかりであり、弊部が真の意味で生まれ変われるか否かは、新監督、新コーチ及び選手一人一人の今後の意識にかかっています。弊部は、決して本件事件を風化させることなく、二度と同様の事件が生じないよう、大学及び法人の協力も得ながら、全力をあげて対処して参ります。

今後とも、貴連盟から変わらぬご指導とご鞭撻を賜りたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以 上